

【港区立児童発達支援センター】

（居宅訪問型児童発達支援）

令和4年度 第三者評価

評価結果報告書

株式会社 日本生活介護

実施概要

■対象事業所：港区立児童発達支援センター

所在地	東京都港区南麻布 4-6-13
指定管理者	港区

■調査方法と実施期間

利用者調査（調査票配付日）	令和4年12月19日～令和5年1月20日
職員自己評価	令和4年12月17日～令和5年1月10日
訪問調査	令和5年2月27日

■評価実施機関

株式会社 日本生活介護（東京都福祉サービス第三者評価認証評価機関 機構 02-015） 〒176-0001 東京都練馬区練馬 1-20-2 TEL 03-3991-8440	
評価員	齋藤 貴明 志村 健

利用者調査の結果

回答者数 1 名の為、回答は伏せさせていただきます。

(無記名アンケート、有効回答数 1 名)

● 「はい」 の回答の多い順

問 1	お子さんは安心してサービスを受けることができますか
問 3	あなたが生活や支援に関する相談をしたときに、事業所や職員は情報提供や助言をしてくれていると思いますか
問 4	あなたは、職員の言葉遣いや態度、服装などが適切だと思いますか
問 5	お子さんがけがをしたり、体調が悪くなったときの、職員の対応は信頼できますか
問 6	あなたは、職員がお子さんの気持ちを大切にしながら対応してくれていると思いますか
問 7	お子さんや保護者のプライバシー（他の人に見られたくない、聞かれたくない、知られたくないと思うこと）を職員は守ってくれていると思いますか
問 8	お子さんのサービスに関する計画（目標）を作成したり見直しをする際に、事業所はお子さんや保護者の状況や要望を聞いてくれますか
問 9	お子さんの計画やサービス内容についての説明は、わかりやすいと思いますか
問 10	あなたが不満に思ったことや要望を伝えたとき、職員は、きちんと対応してくれていると思いますか
問 11	あなたが困ったときに、職員以外の人（役所や第三者委員など）にも相談できることをわかりやすく伝えてくれましたか
問 2	お子さんを担当する職員に変更があったときでも、サービスはいつもと変わらず受けられていると思いますか

事業評価

個別支援計画に基づいて自立生活が営めるように支援している		
1	個別支援計画に基づいて支援を行っている	○
2	子どもや保護者の特性に応じてコミュニケーションのとり方を工夫している	○
3	子ども一人ひとりがその人らしく生活できるよう支援を行っている	○
4	保護者や関係機関、関係職員が連携をとって、支援を行っている	○
講評		
<p>子どもの状況を詳細に聞き取り、居宅での生活を包括的に把握している</p> <p>サービス開始前に居宅へ訪問し、家族から子どもの状況を聞き取っている。子どもの障害の程度や上肢・下肢の可動領域を含む身体の状態、医療に関する情報、コミュニケーションの方法など、居宅で生活している状況を包括的に把握している。そのうえでどのような支援が必要であるか、また家族のニーズや将来の展望などを含めてアセスメントを行っている。</p> <p>家族の希望を実現できるように、療育をしていく上の目標を設定し、その達成に必要な支援をしていくことに努めている。</p>		
<p>子どもの生活が広がるように、社会資源の活用などを盛り込んで計画を作成している</p> <p>事業所では、家族の要望や子どもの周辺環境や状況を把握し、アセスメント結果をもとに個別支援計画を作成している。計画では、自宅での療育だけではなく、保育所へ通うことができるようになるために、どのような支援と医療的アプローチが必要であるか、そしてそれを実現するために、どのような地域資源を活用すべきか等、具体的に目標を設定している。子どもが通院している病院などからも情報を得て、サービス併用等も考慮して、最適な計画の作成に努めている。</p>		
サービス提供の時間が子どもや家族にとって安心・快適なものとなるようにしている		
1	訪問する職員の、子どもや保護者に対する接遇・マナーを徹底している	○
2	訪問した際、子どもの状態や環境に変化がないか確認をし、必要に応じて関係機関と連携をとるなどの対応をしている	○

3 保護者から援助内容に関して新たな要望や変更があった場合の対応方法を明確にしている	○
4 子どもの体調変化時（発作等の急変を含む）に速やかに対応できる体制を整えている	○

講評

子どもの健康状況を確認し、医療機関等と連携を図っている

訪問時には子どものバイタル等を確認して、健康面に変化がないかを確認している。また、訪問前に通院をしていた場合は、家族から医師の所見や経過などを聞き取り、記録している。また、前回訪問時との周辺状況に変化が見られた場合は必要に応じて医療機関や計画相談等に連絡を行い、連携した支援となるように努めている。

近年はICT化が進んだことにより、子どもの状況を正確且つ詳細に伝えることができるようになったことで、適切な対応を行うことができている。

子どもの笑顔が増え、生活が豊かになる支援を実践している

支援の方針として、子どもの笑顔が増え、生活が豊かになる事を大切にしている。居宅内であっても季節を感じるができるように、新年であれば餅つきや、節分の豆まきなど、子どもが楽しめる行事を大事にしている。

毎回の訪問時に子どもに合ったプログラムを実施するなど、子どもや家族のニーズを汲んだ支援が行われている。

安定的で継続的なサービスを提供している

1 訪問職員のコーディネートはこどもの特性やサービスの内容などを配慮して行っている	○
2 訪問職員が訪問できなくなった場合に代替要員を確保している	○
3 訪問職員が変更になる場合、保護者に事前に連絡を入れている	○
4 訪問職員が替わる時には前任者が同行するなど、引継ぎをしている	○
5 訪問職員の変更後、子どもや保護者に負担がないかを確認している	●

講評

看護師が配置されており、専門的な知識を背景とした支援を実践している

職員と看護師の2名体制で訪問を行っており、看護師がいることで子どもの医療的な処置や急な体調変化にも適切に対応することが可能となっている。職員は法人の児童発達支援センターと兼任しており、重度の障害の子どもへの支援に関して専門的な知識と経験を有している。また、重度障害者が地域で生活するために必要なことを熟知していることから、居宅であっても地域での生活を豊かにするための的確な支援を提供することができる。

今後の利用者増加を目指す中で、支援体制の充実を図っていききたいとしている

現在、利用が少ない事業となっていることから、事業所では今後、情報発信を充実させることで、利用者の数を増やしていきたいと考えている。現況では訪問する職員の変更などの例がないため、代替要員等の準備は行っていない。また事業の利用者数が少ないことは、重度障害児が地域の資源を活かして生活していることであると捉えている。今後利用者数の増加に伴い、代替要員や引継ぎなどの手順を定めていきたいと考えている。

地域との連携のもとに子どもや家族の生活の幅をひろげるための取り組みを行っている

1 地域の各種サービスについての情報を収集し、子どもや保護者の状況に応じて提供している	○
2 地域の生活情報を収集し、子どもや保護者の状況に応じて提供している	○

講評

子どもと家族が地域の中で豊かに生活できることを目指している

事業所では、この居宅訪問型児童発達支援の位置づけとして、自立や将来の見通しを含んだ子どもの発達支援と家族のキャリア形成などを伴う家族支援、そして両者の地域生活を豊かにする地域支援を目標としている。

事業計画の中にも発達支援の機会の確保と通所定着に向けた移行支援の2つを掲げており、そのためには子どもや家族への必要な情報提供と関係機関との連携が必要であるとしている。現状では少ない利用者数ながらも、必要な情報提供に努めており、今後さらなる利用増加に対応していくことに期待したい。

事業所のメリットを活かして、利用者への的確な情報提供をしている

事業所は、区立の児童発達支援センターであることから、各種サービスに関して豊富な情報を持っており、子どもやその家族に必要なと思われるサービスに関する情報を提供したり、活用を提案することができる。

また、計画相談支援事業所と連携することで、適切且つ迅速にサービス受給ができる体制となっている。このような事業所のメリットを生かして、利用者への的確な情報提供を行うとともに、地域資源の活用を推進している。

全体講評

特に良いと思う点	
季節行事を通して、子どもが笑顔になる活動を提供している	
	利用者の居宅に訪問し、療育を行う際には何より楽しい活動を提供して、利用者の笑顔を増やすことを目標としている。外出することが難しい場合などは、居室内でも季節を感じるができる活動を行っており、子どもの発達を季節行事を通しながら育んでいくことを目指している。利用者の家族からは毎回の訪問で子どもが新たな経験をする場を提供してもらうことに対し、感謝の言葉が寄せられるなど、活動が子どもに良い経験と影響を与えていることが読み取れる。
地域移行に向けた各種情報提供を広く提供している	
	家族からは、様々な相談を受けている。事業所では、子どもが地域の社会資源を活用し、地域での生活範囲を広げることが目標としており、居宅から通所へ向けた支援を計画的に実施している。計画相談事業所や児童発達支援センターと連携して、地域で活用可能なサービスに関する情報を提供することができている。各種サービスを併用して重度障害児の地域生活の充実が実現できている。
療育の専門家と看護師による訪問で、質の高いサービスを提供している	
	区内では居宅訪問型児童発達支援のサービス提供をしている事業所は数少なく、地域のサービスを必要としている人に確実に対応できるように体制を整えている。訪問する職員は児童発達支援に専門的に関わっている経験者と看護師で構成されており、療育と医療の双方から利用者の支援に当たることができている。また、利用者の状況や家族の要望に合わせて活動内容を柔軟に提供することができている。
さらなる改善が望まれる点	
子どもの年齢層を広げて、より多く利用してもらうことが期待される	
	現在の利用者は子ども（幼児）がほとんどを占めており、併設する児童発達支援センター、障害児計画相談と連携して専門的な支援を提供している。事業所としては、この居宅訪問型児童発達支援について地域の認知度を向上し、より広い年齢層の子どもへの支援を実施していきたいと考えている。実際に支援にあたる際には、子どもの発達に応じた地域資源の利用可能性を探っていくことも必要となる。今以上に地域の情報収集を行い、幅広い年齢層の子どもへの支援をしていくことが期待される。